

手稲中継ポンプ場ほか 1 施設地下タンク漏えい検査業務

仕 様 書

1 業務目的

消防法による、重油地下タンク及び地下埋設管の漏えい検査を行うもの。

2 業務場所、施設名、タンク容量、数量、付帯設備内容

業務場所	施設名	タンク容量	数量	付帯設備内容
札幌市手稲区新発寒7条 11丁目1-1	手稲中継ポンプ場	50kL	2	別図1/5, 2/5, 3/5
札幌市西区八軒9条 西7丁目1-65	新川水再生プラザ	20kL	1	別図4/5, 5/5 埋設配管のみ

※ 新川水再生プラザの20kLタンクは灯油用地上タンクであるが、地下埋設管を検査する。

3 業務内容

手稲中継ポンプ場 地下タンク漏えい検査 2 基

新川水再生プラザ 埋設配管（給油側32A、戻り側40A）漏えい検査 1 式

4 提出書類

(1) 業務履行前までに

ア 業務代理人指定通知書 1 部

所定の様式があるので業務主任と打合せること。

(2) 完了時

ア 業務完了届 1 部

イ 各種報告書（業務写真含む） 2 部

※ 漏えい検査報告書のほかに、「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」（平成3年5月29日付け消防危第48号消防庁危険物規制課長通知）において示されている様式にて、製造所等定期点検記録表・地下タンク貯蔵所点検表を提出すること。

(3) 漏えい検査実施前まで

ア 業務工程表

イ 資格証写し

(ア) 甲種危険物取扱者免状又は乙種第4類危険物取扱者免状

(イ) 地下タンク等定期点検技術者講習修了証（有効期限内のもの）

(4) 随時

ア 業務日報

イ 打合せ議事録

ウ その他

業務主任の指示により提出する。

様式は業務主任と打合せること。

5 業務期間

契約書に示す着手の日から令和7年12月26日まで

6 契約金額の支払い

総価契約の一括払いとし、業務完了後に検査を実施し、合格の場合には全額請求することができる。

7 業務従事者等の配置及び職務

(1) 委託者は、業務担当職員（業務主任）を定め、受託者に書面で通知するものとする。また、その内容を変更したときも同様とする。業務担当職員は受託者に対して常に状況に応じた監督を行うものとする。受託者は、委託者から業務の履行に関する改善措置等がなされた場合には、速やかに措置等をし、結果を委託者に報告しなければならない。

(2) 受託者は、業務代理人を定め、書面をもって委託者に通知しなければならない。また、その内容を変更したときも同様とする。業務代理人は、委託者との連絡調整及び業務従事者に対する指示及び指導を行う者であり、常に連絡場所及び連絡方法等を明らかにしておかなければならない。

8 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。

(1) 省資源・省エネルギーの推進

(2) 廃棄物の減量及びリサイクル

(3) 環境汚染の危機管理の徹底

(4) 環境関係法令の遵守

(5) 自動車使用時における環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップなどの環境配慮運転

(6) 業務に係る用品等のグリーン仕様品（エコマーク商品等）の使用

(7) 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練

9 留意事項

- (1) 漏えい検査を実施するにあたり、実施者は危険物取扱者（甲種又は乙種第4類）で、地下タンク等定期点検技術者講習を修了している者とする。
- (2) 漏えい検査は、気相部及び液相部について行うこと。
- (3) 気相部、液相部は「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」などにより、点検技術者による漏えい検査を行うこと。
- (4) 本業務には、漏えい検査・検査準備・必要資材及び報告書作成等を含む。
- (5) 漏えい検査は、タンク内液面からタンク上面までの高さが400mm以上あることを確認してから行うこと。
- (6) 漏えい検査により発見された不良個所等は、速やかに本市業務主任に報告すること。
- (7) 本業務は平成16年3月18日付け消防危第33号通知「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」に基づき実施するものとするが、詳細その他については、すべて本市業務主任と協議の上、実施すること。
- (8) 本業務は、地下タンクの定期点検に関する法令・条例等により実施すること。
- (9) 検査は令和7年11月末日までに実施すること。
- (10) 検査の実施については天候に左右されることがあるため、事前に業務工程表などで実施日を調整しておくこと。

参考 地下タンクの定期点検に関する法令条例一覧

項 目	消 防 法	危険物の規制に関する政令	危険物の規制に関する規則
1 点検業務	第14条3の2		
2 必要とされる貯蔵所		第8条の5	
3 点検周期			第62条の4第1項 (年1回以上)
4 点検基準	第12条第1項 (維持管理の業務) 第10条第4項 (位置、構造及び設備の技術上の基準)		第62条の4第2項 (技術上の基準に適合しているかどうか) 第62条の6 (点検実施者)
5 点検表の記載事項			第62条の7 (点検を実施した施設の名称、点検の方法及び結果、点検年月日、点検を行った危険物取扱者若しくは危険物施設保安員、又は点検に立ち会った危険物取扱者の氏名)
6 点検表の保存年数			第62条の8 (3年)
7 改善命令	第12条第2項 (改善命令)		
8 使用停止命令	第12条の2第1項第5号 (点検業務違反)		
9 罰則	第42条第1項第4号 (停止命令違反: 6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金) 第44条第1項第5号 (点検義務違反: 30万円以下の罰金又は拘留) 第45条 (両罰)		
10 点検方法	平成16年3月18日付け消防危第33号通知 「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」		危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示

札幌市消防局危険物施設の定期点検ガイド

(<https://www.city.sapporo.jp/shobo/yobo/kenbutsu/shisetsu/guide.html>)